

<フレキシブルコンテナ品質保証に関する期間設定>

J F C 0 1 1 - 2 0 0 8

日本フレキシブルコンテナ工業会



本設定は「フレキシブルコンテナ品質保証に関する期間設定」として、平成15年7月1日にJFC009号として制定されたもので、JFC品質保証マークの入ったフレキシブルコンテナの保証期間を設けたものであるが、このたびの種類の変更により、平成20年12月20日にJFC011号として改訂を行った。

(目的)

この設定にあたっては、1976年にJIS規格(JIS Z 1651)が制定され、その後は製品の品質の安定化が図られる中、会員各社とも製品の品質向上に努めてきており、いまではその機能品質は、ほぼ均整化されている。このような背景下で、工業会が品質保証期間を制定することによって、業界内の統一化を図るとともに、従来、暗黙のうちに定められた期間を、ここに明確化することが、本来の目的である。

(設定事項)

フレキシブルコンテナ各種類の品質保証期間は、通常、製品引渡し日より起算し、下記の通りとする。

ランニングI形	1種	2年
ランニングJ形	1種	〃
ランニングJ形	2種	1年(※1)
クロススタンダード形		1年或いは1回(※2)
クロスシングル形		〃

※1 丸洗い回数は、最高5回までとする。

※2 クロスコンテナは、保証期間(1年)と使用実績(1回)のどちらかが先に条件が満たされた方が、優先される。

(その他)

ただし、フレキシブルコンテナの使用条件等が的確に管理できる、ある特定の需要家に対しては、メーカー主体责任のもと、上記期間外の場合もあり得る。そして、この場合は、情報の共有化のため、その旨を日本フレキシブルコンテナ工業会に報告することが望ましい。

<付記> 製品の「保証」とPL保険の「補償」について

まず、製品の「保証」については、例えばクロスの品質保証はすべて、1年或いは1回となっており、1回目の使用時に製造上の問題で不具合が生じたり、破損した場合は、コンテナを無料で取り替えるが、2回目以降の使用については、たとえ数回使用のスタンダードであっても製品自体の品質保証は対象外となる。

一方、PL保険の「補償」については、製造上の問題で出荷後に発生した製品によって使用者等の第三者への**損害事故**に対して**補償**するものである。ただし、物流過程で生じたダメージや使用者の取扱いミスによる事故は保険対象外となる。